遠野市告示第73号
平成26年５月21日

遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱を次のように定める。

遠野市長　本　田　敏　秋

遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱

（設置）

第１条　老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の８第１項の規定に基づき策定する遠野市高齢者福祉計画及び介護保険法（平成９年法律第 123号）第 117条第１項の規定に基づき策定する遠野市介護保険事業計画（以下これらを「計画」という。）の策定に際し、市民の意見及び関係機関の意向を反映させるため、遠野市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 計画の基本的事項に係る意見及び提言に関すること。

(2) その他計画の素案のとりまとめに関すること。

（組織）

第３条　策定委員会は委員15名以内を持って組織し、委員は市民、介護サービス事業所の職員及び関係機関・団体の職員のうちから市長が委嘱する。

（会長及び副会長）

第４条　策定委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

２　会長は会議を代表し、会務を総括する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第５条　策定委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

（意見の聴取）

第６条　会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその説明又は意見を聴くことができる。

（ワーキンググループの設置）

第７条　計画の素案のとりまとめに当たり、計画の分野ごとに実務上の協議及び検討を行うため、策定委員会に遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定ワーキンググループを置く。

（庶務）

第８条　策定委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長と会長が協議し定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成26年６月１日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、平成27年３月31日限り、その効力を失う。